

第 号議案

宗像市学童保育所条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成19年2月27日

宗像市長 谷井 博美

提案理由

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことに伴い、宗像市学童保育所条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例案を提出するものである。

宗像市学童保育所条例の一部を改正する条例

宗像市学童保育所条例（平成17年宗像市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第6条の2第12項」を「第6条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宗像市学童保育所条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(事業) 第4条 学童保育所は、児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う。</p>	<p>(事業) 第4条 学童保育所は、児童福祉法第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業を行う。</p>